日常生活用具の給付のごあんない

障害のある人が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自力で生活することを容易にするために、別表に記載の用具を給付します。購入前の申請が必要になります。

【対象者】
身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者(児）、厚生労働大臣の指定する難病患者（児）
※世帯の最多納税者の市民税所得割額が４６万円以上の場合は、給付対象外となります。
世帯の範囲：１８歳以上の申請者は本人及び配偶者、１８歳未満は同一の住民票上にいる方全員

【申請に必要なもの】
①申請書（窓口にあります）
②見積書
③カタログの写し（ストーマ用装具・紙おむつ除く）
④意見書（※）
⑤障害者手帳

※意見書が必要な用具については、初回申請時のみ本用具が無ければ日常生活が困難なことが証明された医師意見書等が必要となります。
※厚生労働大臣の指定する難病患者（児）については、障害者手帳の内容が要件に満たない場合、本用具が無ければ日常生活が困難なことを証明する医師意見書等が必要となります。

【自己負担】
①課税世帯の場合、自己負担は原則１割負担です。ただし、基準額内の購入に係る月当たりの負担額の上限を37,200円としています。
②市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は自己負担はありません。
③基準額以上のものを希望される場合は、差額分は全額自己負担となります。

【介護保険制度等の他法令による制度の優先】
介護保険制度や労働災害補償制度などに取り扱いのある用具については、その制度での利用が優先となりますのでご注意ください。
★介護保険　■高齢者福祉サービス

【その他】
・対象の費用となるのは用具そのものの価格であり、工賃等の付属する費用は含まれません。
・別売りの付属品（バッテリー等）については支給対象になりません。
（人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）の別売りバッテリーについては別の品目として支給対象となる場合があります。）
・レンタル品については対象となりません。
・既に給付を受けている用具と同一の用具については、当該給付の日から耐用年数欄に規定する期間を経過していないと支給できません。

【お問合せ先】
安城市役所 障害福祉課 障害給付係　〒446－8501 安城市桜町18番23号
電話 0566－71－2259（直通）　FAX 0566－74－6789

	種目	肢体	視覚	聴覚	音声言語	内部	知的A	精神	給付対象者			性能など	医師意見書	基準額	耐用年数
									年齢	障害種別等級	その他の状況等				
介護訓練支援用具	特殊マット	○							18歳以上	下肢1級又は体幹1級	常時介護を要する者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマットにビニール等を加工したもの	不要	70,000円	5年
		○							原則3歳以上 18歳未満	下肢2級以上又は体幹2級以上					
							○		原則3歳以上	療育A判定					
	特殊寝台★	○							18歳以上	下肢2級以上又は体幹2級以上		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの	不要	154,000円	8年
	特殊尿器★	○							原則学齢児以上	下肢1級又は体幹1級	常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの	不要	67,000円	5年
	入浴担架	○							原則3歳以上	下肢2級以上又は体幹2級以上	入浴に介護を要する者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	不要	82,400円	5年
	体位変換器★	○							学齢児以上	下肢2級以上又は体幹2級以上	下着交換にあたり介護を要する者	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	不要	15,000円	5年
	移動用リフト★	○							3歳以上	下肢2級以上又は体幹2級以上		介護者が重度身体障害者を移動させるのに、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他居宅生活動作補助用具（住宅改修）の支給を受けた工事に付随するものを除く。	不要	159,000円	4年
	訓練いす	○							原則3歳以上 18歳未満	下肢2級以上又は体幹2級以上		原則として付属のテーブルを付けるもの	不要	33,100円	5年
	訓練用ベッド	○							学齢児以上 18歳未満	下肢2級以上又は体幹2級以上		腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	不要	159,200円	8年
自立支援用具	入浴補助用具★	○							原則3歳以上	下肢又は体幹		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に居宅生活動作補助用具（住宅改修）の支給を受けた工事に付随するものを除く。	不要	90,000円	8年
	便器★	○							学齢児以上	下肢2級以上又は体幹2級以上		手すりをつけることができ、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに居宅生活動作補助用具（住宅改修）の支給を受けた工事に付随するものを除く。	不要	4,450円 （手すりをつけた場合は5,400円）	8年
	歩行補助杖■ （一本杖のみ。65歳以上は高齢福祉課で無料で給付）	○							なし	下肢、体幹、平衡又は移動機能障害		手に持って歩行の助けとする細長い棒で、片側の使用のみで歩行が十分な場合に利用されるもの。	不要	ア（木材）　2,266円 イ（軽金属）　3,090円 ・夜光材付は422円増し。 ・全面夜光材付は1,200円増し。 ・外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は267円増し。	3年
	歩行支援用具	○							原則3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 （1）障害者の身体機能の状態を十分考慮したもので、必要な強度及び安全性を有するもの （2）転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に居宅生活動作補助用具（住宅改修）の支給を受けた工事に付随するものを除く。	不要	60,000円	8年
	特殊便器	○							原則学齢児以上	上肢2級以上		足踏ﾍﾟﾀﾞﾙにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者を介護している者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり居宅生活動作補助用具（住宅改修）の支給を受けた工事に付随するものを除く。	不要	151,200円	8年
							○		原則学齢児以上	療育A判定	訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な者				

	種目	肢体	視覚	聴覚	音声言語	内部	知的A	精神	給付対象者 年齢	給付対象者 障害種別等級	給付対象者 その他の状況等	性能など	医師意見書	基準額	耐用年数
自立支援用具	頭部保護帽	○							なし	下肢、体幹、平衡又は移動機能障害	歩行困難又は歩行が不安定な者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの ア. スポンジ及び革を主材料に製作 イ. スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作	不要	ア. 15,656円 イ. 37,852円 (レディメイドは,価格欄の額の80%の範囲内の額)	3年
							○	○	なし	療育A判定又は精神障害者保健福祉手帳所持者	てんかん発作等で頻繁に転倒する者		要 (障害福祉サービス利用者のうちサービス利用にかかる書類にてんかんに関する記述がある場合は不要)		
	火災警報器■ (1世帯につき2台を限度とする)	○	○	○	○	○	○		なし	身体障害者手帳2級以上又は療育手帳A判定	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するもので屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	不要	15,500円	8年
	自動消火器	○	○	○	○	○	○		なし	身体障害者手帳2級以上又は療育手帳A判定	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	不要	28,700円	8年
	電磁調理器		○						18歳以上	視覚障害2級以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの	不要	41,000円	6年
							○		18歳以上	療育A判定		知的障害者が容易に使用し得るもの	不要		
	歩行時間延長信号機用小型送信機		○						原則学齢児以上	視覚障害2級以上		視覚障害者が容易に使用し得るもの	不要	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置			○					18歳以上	聴覚障害2級以上	聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められた者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	不要	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器					○			3歳以上	腎臓機能障害3級以上	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	要	51,500円	5年
	ネブライザー (吸入器)					○			なし	呼吸機能障害3級以上		障害者が容易に使用し得るもの	要	36,000円	5年
		○			○				なし	体幹3級以上または音声言語3級以上					
	電気式たん吸引器					○			なし	呼吸機能障害3級以上		障害者が容易に使用し得るもの(充電器は、対象にならない。)	要	56,400円	5年
		○			○				なし	体幹3級以上または音声言語3級以上					
	酸素ボンベ運搬車								18歳以上		医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	要	17,000円	10年
	視覚障害者用体温計 (音声式)		○						原則学齢児以上	視覚障害2級以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※	視覚障害者が容易に使用し得るもの ※準ずる世帯とは、家族(介助者)が不在で申請者が一人で長時間にいる世帯のこと	不要	9,000円	5年
	視覚障害者用体重計		○						18歳以上	視覚障害2級以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯※	視覚障害者が容易に使用し得るもの ※準ずる世帯とは、家族(介助者)が不在で申請者が一人で長時間にいる世帯のこと	不要	18,000円	5年

	種目	肢体	視覚	聴覚	音声言語	内部	知的A	精神	給付対象者			性能など	医師意見書	基準額	耐用年数
									年齢	障害種別等級	その他の状況等				
在宅療養等支援用具	人工呼吸器用バッテリー					○			なし	呼吸機能障害3級以上	人工呼吸器を使用している者	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（別売りの充電器及びインバーターを含める）	要（障害福祉サービス利用者のうちサービス利用にかかる書類により人工呼吸器の使用が確認できる場合は不要）	100,000円	5年
		○			○				なし	体幹3級以上または音声言語3級以上					
	バッグバルブマスク					○			なし	呼吸機能障害3級以上	人工呼吸器を使用している者	障害者が容易に使用し得るもの	要（障害福祉サービス利用者のうちサービス利用にかかる書類により人工呼吸器の使用が確認できる場合は不要）	4,950円	3年
		○			○				なし	体幹3級以上または音声言語3級以上					
	外部又はポータブル電源					○			なし	呼吸機能障害3級以上	人工呼吸器、電気式たん吸引機、ネブライザー（吸入器）のいずれかを使用している者	医療機器の性能を低下させないもの。AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの	要（本事業により電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）の給付を既に受けている場合又は障害福祉サービス利用者のうち障害福祉サービスに係る書類により人工呼吸器の使用が確認できる場合は不要）	50,000円	5年
		○			○				なし	体幹3級以上または音声言語3級以上					
	発電機					○			なし	呼吸機能障害3級以上	人工呼吸器、電気式たん吸引機、ネブライザー（吸入器）のいずれかを使用している者	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の専用バッテリー、外部またはポータブル電源を充電できるもの	要（本事業により電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）の給付を既に受けている場合又は障害福祉サービス利用者のうち障害福祉サービスに係る書類により人工呼吸器の使用が確認できる場合は不要）	110,000円	10年
		○			○				なし	体幹3級以上または音声言語3級以上					
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）					○			なし	呼吸機能障害3級以上		呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	不要	157,500円	5年
		○			○				なし	体幹3級以上または音声言語3級以上			要		
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置				○				原則学齢児以上	言語機能障害	発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	不要	98,800円	5年
		○							原則学齢児以上	肢体不自由児者			要		
	情報・通信支援用具	○	○						なし	上肢2級以上又は視覚2級以上		重度の視覚障害者又は上肢障害者がパソコンを使用するのに必要な周辺機器及び音声ソフト、入力支援ソフト等専用ソフト（パソコン・タブレット等の本体は、対象外）	不要	100,000円	4年

	種目	肢体	視覚	聴覚	音声言語	内部	知的A	精神	給付対象者			性能など	医師意見書	基準額	耐用年数
									年齢	障害種別等級	その他の状況等				
情報意思疎通支援用具	点字ディスプレイ		○	○					なし	視覚障害2級かつ聴覚障害2級の者又は視覚障害1級の者		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	不要	383,500円	6年
	点字器		○						なし	視覚障害者		標準型　32マス18行　両面書真鍮板製	不要（支給はいずれか1つのみ）	10,712円	7年
												標準型　32マス18行　両面書プラスチック製		6,798円	
												携帯用　32マス4行　片面書アルミニウム製		7,416円	5年
												携帯用　32マス12行　片面書プラスチック製		1,699円	
	点字タイプライター		○						なし	視覚障害2級以上	就労若しくは就学、又は就労見込みの者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	不要	63,100円	5年
	点字図書		○						なし	視覚障害		安城市点字図書給付事業実施要綱に定めるところによる。			
	視覚障害者用ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾚｺｰﾀﾞｰ		○						原則学齢児以上	視覚障害2級以上		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	不要	ア(録音再生機). 85,000円 イ(再生機のみ). 35,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置		○						原則学齢児以上	視覚障害2級以上		ア. 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの イ. 読み上げ装置としての機能を有する視覚障害者用読書器で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	不要	ア. 99,800円 イ. 198,000円	6年
	視覚障害者用拡大読書器		○						原則学齢児以上	視覚障害	本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	不要	198,000円	8年
	視覚障害者用時計		○						なし	視覚障害2級以上		視覚障害者が容易に使用し得るもの	不要	ア(触読時計). 10,300円 イ(音声時計). 13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置			○	○				原則学齢児以上	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	不要	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置			○					なし	聴覚障害	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	不要	88,900円	6年
	人工喉頭				○				なし	音声・言語機能障害	音声機能喪失者(咽頭摘出)である者	ア. 笛式（気管孔から呼気によりゴム膜等を振動させ得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの）であるもの イ. 電動式（発信機を顎下部又は頚部の皮膚にあて、音源を経皮的に口腔内に導き構音化するもので、電池及び充電池を使用するものを含む。）であるもの	不要	ア. 5,150円（気管カニューレ付の場合は3,193円増し） イ. 72,203円（電池・充電池含）	ア. 4年 イ. 5年
	人工内耳スピーチプロセッサー			○					なし	聴覚障害	人工内耳埋込手術を受け、本装置を装用後5年を経過している者	音を電気信号に変え、内耳の電極に無線で送ることができるもの	不要	300,000円	5年

	種目	肢体	視覚	聴覚	音声言語	内部	知的A	精神	給付対象者			性能など	医師意見書	基準額	耐用年数
									年齢	障害種別等級	その他の状況等				
	人工内耳用電池（使い捨て）			○					なし	聴覚障害	人工内耳埋込手術を受けている者	人工内耳用に販売されているもの	不要	（1か月分）2,500円	
	人工内耳用充電池・充電器			○					なし	聴覚障害	人工内耳埋込手術を受けている者	人工内耳用に販売されているもので、繰り返し利用のできるもの	不要	30,000円	3年
住宅改修	居宅生活動作補助用具（住宅改修）★	○	○						なし	下肢・体幹機能障害又は視覚障害3級以上	下肢、体幹機能障害及び視覚障害者又は乳幼児以前非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）3級以上（特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上）の者	※申請の際に、申請に必要な書類のほか施工前の写真及び平面図が必要です。	不要	300,000円	
		○							なし	乳幼児以前非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）3級以上の者（特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上）					
排泄管理支援用具	収尿器	○							なし	下肢又は体幹かつ排尿障害	特に失禁のある者	男性用 ラテックス製又はゴム製で、採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。 ア．普通型（耐久性ゴム製採尿袋を有するもの） イ．簡易型（ポリエチレン製採尿袋導尿ゴム管付きのもの）	要 （意見書に排尿機能障害と記載内容があること）	ア．7,931円 イ．5,871円 （収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで）	1年
												女性用 ア．普通型（耐久性ゴム製採尿袋を有するもの） イ．簡易型（ポリエチレン製採尿袋導尿ゴム管付きのもの）		ア．8,755円 イ．6,077円 （収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで）	
	紙おむつ等	○				○			３歳以上	（1）～（4）のいずれかに該当		ストーマ用装具に代えて紙おむつ等の用具類を必要とする場合	要	紙おむつ（1か月分）12,000円 脱脂綿、さらし、ガーゼ、おしり拭き（1式）12,000円	
									（1）ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しいびらんのためストーマ用装具を装着できない者で紙おむつ等を必要とするもの						
									（2）二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等を必要とするもの						
									（3）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等を必要とするもの						
									（4）脳原性運動機能障害又は体幹機能障害１級のもので、排尿又は排便の意思表示が困難であり、トイレの排泄が困難なもの（原因となる疾病の発生時期が6歳未満であること。）						
	ストーマ用装具					○			なし	膀胱機能障害または直腸機能障害	ストーマを造設した者	ストーマを造設した者が便及び尿を処理するもの 消化器系ストーマ袋、尿路系ストーマ袋、洗腸用装具（皮膚保護剤、コンベックスインサート、フィルムドレッシング材・テープ材、皮膚被膜材、粘着剥離剤、消臭剤、凝固剤、ストーマ用ベルト、ストーマレッグバッグ、ナイト・ドレナージバッグを含む）	不要	消化器系ストーマ袋（1か月分）8,858円 尿路系ストーマ袋（1か月分）11,639円 洗腸用装具（1か月分）2,000円	

1　ストーマ用装具、紙おむつについては、2か月分までの額を1枚の見積書に記載できます。また、1度に最長連続した6か月分までを申請できます。
2　消化器系ストーマ袋と洗腸用装具については、同月分の申請ができません。
3　表の基準額は、消費税（相当）額込みの額です。